

# 広島市新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年3月  
(平成31年4月変更)

# 目次

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| I. 始めに.....                          | - 1 -  |
| II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....   | - 2 -  |
| II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略..... | - 2 -  |
| II - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....     | - 3 -  |
| II - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....     | - 4 -  |
| II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....     | - 5 -  |
| II - 5. 対策推進のための役割分担.....            | - 7 -  |
| II - 6. 発生段階.....                    | - 10 - |
| II - 7. 市行動計画の主要6項目.....             | - 11 - |
| (1) 実施体制.....                        | - 11 - |
| (2) サーベイランス・情報収集.....                | - 13 - |
| (3) 情報提供・共有.....                     | - 13 - |
| (4) 予防・まん延防止.....                    | - 15 - |
| (5) 医療.....                          | - 17 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....            | - 20 - |
| II - 8. 組織体制.....                    | - 21 - |
| III. 各段階における対策.....                  | - 23 - |
| 未発生期.....                            | - 23 - |
| (1) 実施体制.....                        | - 23 - |
| (2) サーベイランス・情報収集.....                | - 24 - |
| (3) 情報提供・共有.....                     | - 24 - |
| (4) 予防・まん延防止.....                    | - 25 - |
| (5) 医療.....                          | - 26 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....            | - 27 - |
| 海外発生期.....                           | - 29 - |
| (1) 実施体制.....                        | - 29 - |
| (2) サーベイランス・情報収集.....                | - 29 - |
| (3) 情報提供・共有.....                     | - 30 - |
| (4) 予防・まん延防止.....                    | - 30 - |
| (5) 医療.....                          | - 31 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....            | - 33 - |
| 市内未発生期.....                          | - 34 - |
| (1) 実施体制.....                        | - 34 - |

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| (2) サーベイランス・情報収集 .....           | - 35 - |
| (3) 情報提供・共有 .....                | - 35 - |
| (4) 予防・まん延防止 .....               | - 36 - |
| (5) 医療 .....                     | - 37 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....       | - 38 - |
| 市内発生早期 .....                     | - 40 - |
| (1) 実施体制 .....                   | - 40 - |
| (2) サーベイランス・情報収集 .....           | - 40 - |
| (3) 情報提供・共有 .....                | - 41 - |
| (4) 予防・まん延防止 .....               | - 41 - |
| (5) 医療 .....                     | - 43 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....       | - 44 - |
| 市内感染期 .....                      | - 46 - |
| (1) 実施体制 .....                   | - 46 - |
| (2) サーベイランス・情報収集 .....           | - 47 - |
| (3) 情報提供・共有 .....                | - 47 - |
| (4) 予防・まん延防止 .....               | - 48 - |
| (5) 医療 .....                     | - 49 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....       | - 50 - |
| 小康期 .....                        | - 53 - |
| (1) 実施体制 .....                   | - 53 - |
| (2) サーベイランス・情報収集 .....           | - 54 - |
| (3) 情報提供・共有 .....                | - 54 - |
| (4) 予防・まん延防止 .....               | - 54 - |
| (5) 医療 .....                     | - 55 - |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....       | - 55 - |
| 主な項目における国・県・市の役割分担 .....         | - 56 - |
| 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 .....  | - 62 - |
| (別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について ..... | - 65 - |



## I. 始めに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症についても、その中で感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

そこで、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定され、平成 25 年（2013 年）4 月に施行されました。

この法律は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

### 2. 市行動計画の作成

特措法では、政府は新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとされ、また、都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとされています。

これを受け、政府は平成 25 年（2013 年）6 月に政府行動計画を作成し、また、広島県は平成 25 年（2013 年）12 月に「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成しました。

さらに、特措法では、市町村長は都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされています。

これを受け、この度、本市域内で新型インフルエンザ等が発生した場合、広島県や県内の他の市町等と連携し、総合的な対策を実施するために、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

この市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や対策の検証結果等を取り入れ、適時適切に変更を行うものとします。

国、県、市の行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりです。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエ

ンザ<sup>1</sup>」という。)

- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、関連する事案として扱い、この市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を別途示しています。

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。

また、新型インフルエンザ等は、市民の多くが罹患するものであり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということも考えられます。

こうしたことを念頭に置きつつ、国、県と連携し、次の2点を主たる目的として対策を講じていくものとします。

#### 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

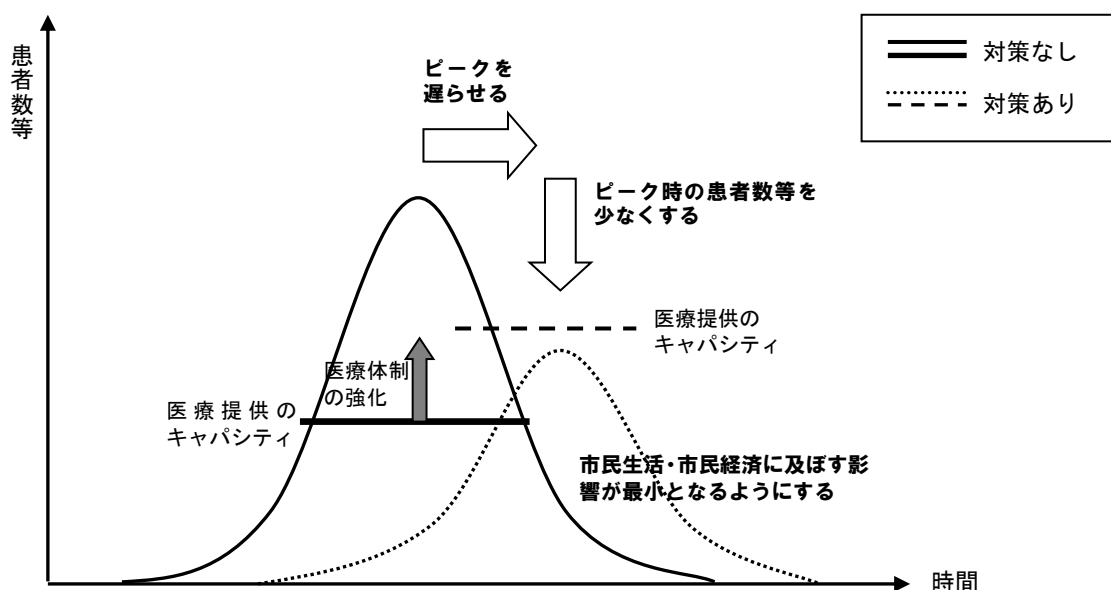
- ・ 感染対策等により感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染対策等により欠勤者の数を減らす。
- ・ 市は業務継続計画を、事業者及び医療機関等は事業継続計画を作成・実施する等により、市民生活及び市民経済の安定又は医療の提供の業務に寄与する業務の維持に努める。

<sup>1</sup> 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

## 【対策の効果 イメージ図】



## Ⅱ - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

- (1) 新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況においても対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

そのため、新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力など病原体の特徴、流行の状況、市域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものの市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定します。

- (2) 国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、国・県・市において、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしています。本市においても、これを踏まえ、対策を実施します。

### 【政府行動計画に示された柱となる戦略（抜粋）】

- 発生前の段階では、感染防護具等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの接種体制の整備、住民に対する啓発や業務継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、

感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の措置を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

- (3) 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応だけでなく、不要不急の外出自粛の呼びかけや人が多く集まる施設の使用制限、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策を組み合わせ、総合的に行うことが必要です。

この、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

本市においても、こうしたことを踏まえ、対策を実施します。

## Ⅱ - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次の点に留意します。

### 1. 基本的人権の尊重

国、県、市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用<sup>2</sup>、医療関係者への医療等の実施の要請等<sup>3</sup>、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等<sup>4</sup>、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用<sup>5</sup>、緊急物資の運送等<sup>6</sup>、特定物資の売渡しの要請<sup>7</sup>等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします<sup>8</sup>。

<sup>2</sup> 特措法第 29 条

<sup>3</sup> 特措法第 31 条

<sup>4</sup> 特措法第 45 条

<sup>5</sup> 特措法第 49 条

<sup>6</sup> 特措法第 54 条

<sup>7</sup> 特措法第 55 条

<sup>8</sup> 特措法第 5 条

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得るよう努めます。

## 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

## 3. 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、広島県新型インフルエンザ等対策本部<sup>9</sup>（以下「県対策本部」という。）、広島市新型インフルエンザ等対策本部<sup>10</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

県内における新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要がある場合には、広島市新型インフルエンザ等対策本部長から県対策本部長に対して要請を行います。

## 4. 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、広島市新型インフルエンザ等対策本部等における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

# II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

## 1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

（１）新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される<sup>11</sup>など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率<sup>12</sup>となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

（２）新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

国及び県は、行動計画を作成するに際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の場合は 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の場合は 2.0%と想定しています。

本市においても計画の作成に当たり、政府行動計画及び県行動計画と同様の想定を行いました。本市の人口で試算した場合の患者数や受診者数等は次のとおりです。

<sup>9</sup> 特措法第 23 条

<sup>10</sup> 特措法第 34 条

<sup>11</sup> WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成 21 年（2009 年）WHO ガイダンス文書

<sup>12</sup> ここでは、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の割合。人口 10 万人当たりの死亡者数で示す。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 流行予測（全国、広島県、広島市）

| 区 分                                 | 全 国                     | 広島県                 | 広島市             |
|-------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------------|
| 総人口                                 | 約 12,800 万人             | 約 287 万人            | 約 118 万人        |
| 患者数                                 | 約 3,200 万人              | 約 72 万人             | 約 29 万 5 千人     |
| 医療機関受診者数                            | 約 1,300 万人～<br>2,500 万人 | 約 29 万人～56 万人       | 約 12 万人～23 万人   |
| 入院者数<br>（中等度～重度）                    | 約 53 万人～200 万人          | 約 1 万 2 千人～4 万 5 千人 | 約 5 千人～1 万 8 千人 |
| 1 日最大入院者数 <sup>13</sup><br>（中等度～重度） | 10 万 1 千人～39 万 9 千人     | 約 2,300 人～8,800 人   | 約 900 人～3,700 人 |
| 死亡者数<br>（中等度～重度）                    | 約 17 万人～64 万人           | 約 4 千人～1 万 4 千人     | 約 2 千人～6 千人     |

注）これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

- （３）未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされています。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。この場合、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

## 2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、次のような影響が一つの例として想定されます。

- 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約 2 週間<sup>14</sup>）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度<sup>15</sup>と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出

<sup>13</sup> 全人口の 25%がり患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算。

<sup>14</sup> アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)  
The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

<sup>15</sup> 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1%（推定）

勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## Ⅱ - 5. 対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します<sup>16</sup>。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める<sup>17</sup>とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます<sup>18</sup>。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関である国の各省庁等は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

### 2. 県・市町の役割

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します<sup>19</sup>。

#### 【広島県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められます。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、県内の保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）、その他県内市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努めます。

<sup>16</sup> 特措法第 3 条第 1 項

<sup>17</sup> 特措法第 3 条第 2 項

<sup>18</sup> 特措法第 3 条第 3 項

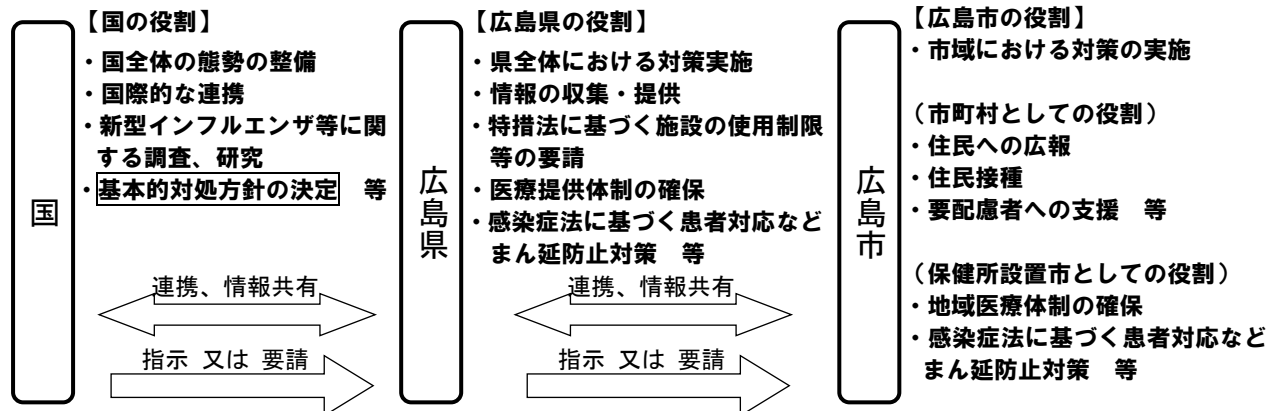
<sup>19</sup> 特措法第 3 条第 4 項

### 【広島市の役割】

市は、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施します。また、必要に応じて、県対策本部の指示を仰ぎ、県や近隣の市町と緊密な連携を図り、対策を実施します。

さらに、本市は保健所を設置する市であることから、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県と同等の役割を果たすことが求められます。

そのため、県と市は、地域における医療体制の確保やまん延防止に関する協議を行い、発生前から連携を図ります<sup>20</sup>。



### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、業務継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める必要があります。

### 4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき<sup>21</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

### 5. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの

<sup>20</sup> 平時においては、次のような方策を講じることが必要である。

・ 都道府県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く（特措法第 7 条第 3 項）など、特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。

また、都道府県行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第 7 条第 8 項）ための場を設けるに当たって、市町村の代表者の参加など、特措法上の連携方策以外にも都道府県と県内の保健所設置市等が連携して対策を講じるための方策もある。

・ 県内の保健所設置市等も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第 12 条第 1 項）。

<sup>21</sup> 特措法第 3 条第 5 項

準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます<sup>22</sup>。

## 6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます<sup>23</sup>。

## 7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用<sup>24</sup>・咳エチケット・手洗い・うがい<sup>25</sup>等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める必要があります。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める必要があります<sup>26</sup>。

---

<sup>22</sup> 特措法第4条第3項

<sup>23</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>24</sup> 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

<sup>25</sup> うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

<sup>26</sup> 特措法第4条第1項

## Ⅱ - 6. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

国内の各都道府県における発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、国及び県は、政府行動計画及び県行動計画において、発生段階を未発生期から小康期までに分類しています。

これらの分類を踏まえ、市行動計画においては、市における発生段階を次のとおり分類し、各段階における対応方針を定めます。

なお、市内感染期、小康期への移行については、県と協議の上、判断します。

### 【市における発生段階】

| 発生段階                |        |        | 状態                                                                                                        |
|---------------------|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国                   | 県      | 市      |                                                                                                           |
| 未発生期                | 未発生期   | 未発生期   | ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態<br>〔海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染やその疑いは見られていない状況を含む。〕 |
| 海外発生期               | 海外発生期  | 海外発生期  | ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態<br>〔国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態〕                                                   |
| 国内発生早期<br><br>国内感染期 | 県内未発生期 | 市内未発生期 | ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態                                                        |
|                     | 県内発生早期 | 市内発生早期 | ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態                                                      |
|                     | 県内感染期  | 市内感染期  | ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態                                                                |
| 小康期                 | 小康期    | 小康期    | ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態<br>〔流行は一旦、終息している状況〕                                                 |

## Ⅱ - 7. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画に準じて、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止<sup>27</sup>」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案しています。

項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については次のとおりです。

なお、各々の対策についての具体的な内容や方策については、「広島市新型インフルエンザ等対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において定めます。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、本市の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、危機管理室及び健康福祉局が中心となり、相互に連携を図り、全庁一体となった取組を行います。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「通常体制」として、感染のまん延時に市の機能を維持するため、各部署において、継続すべき最低限の業務や対策を定めた「業務継続計画」を作成するとともに、必要に応じて、広島市危機管理推進会議等を通じ、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前準備の進捗を確認し、関係局・区等との連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。さらに、県、県内の他の市町、関係公共機関及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

海外において、鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合には、「注意体制」として、危機管理室及び健康福祉局が中心となり、国内発生に備えた対策の検討、情報収集等を行い、広島市危機管理推進会議等を通じて、庁内の関係部署との情報の共有を図ります。

国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合や、国が国内外で新型インフルエンザや全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症の発生の疑いを把握し、初動対処方針を決定した場合には、「警戒体制」として、市長を本部長とする広島市感染症対策本部（以下「市感染症対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等の国内発生に備えた対策の検討、情報収集等を行い、関係部署との情報共有を図ります。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置され、基本的対処方針が決定された場合は、国及び県と連携を図りつつ、市感染症対策本部が市内の新型インフルエンザ等対策の調整を行い、全庁一体となった対策を推進します。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ

<sup>27</sup> まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとして、特措法に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）<sup>28</sup>を行った場合には、特措法第 34 条に基づき、直ちに市長を本部長とする「広島市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対策を強力に推進します。

その後、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認め、緊急事態解除宣言を行った場合には、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、「警戒体制」として、市感染症対策本部において、引き続き所要の措置を行います。また、これまでの各段階における対策に関する評価を行います。

#### 【各発生段階における本市の実施体制】

| 発生段階   |                              | 体 制                                                                                                               | 措置内容                                                                                     |
|--------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   |                              | 通常体制                                                                                                              | 必要に応じて、危機管理推進会議（定例）等を通じ、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策、事前準備の確認等を行う。                                 |
|        |                              | 注意体制<br>〔 海外で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合 〕                                                                            | 危機管理室及び健康福祉局が中心となって、情報収集等を行い、危機管理推進会議等を通じて、関係部署との情報共有を図る。                                |
|        |                              | 警戒体制①<br>〔 ・ 国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合<br>・ 国が、国内外で新型インフルエンザや全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症の発生の疑いを把握し、初動対処方針を決定した場合 〕     | 市感染症対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の国内発生に備えた対策の検討、情報収集等を行い、関係部署との情報共有を図る。<br><br>本部長：市長<br>本部員：関係局長等 |
| 海外発生期  | 緊急事態宣言時                      | 警戒体制②<br>〔 国内外において、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合 〕                                                         | 市感染症対策本部が市内の新型インフルエンザ等対策の総合調整や、所要の措置等を行う。                                                |
| 市内未発生期 |                              | 新型インフルエンザ等対策本部<br>〔 新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、政府対策本部長が特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合 〕 | 直ちに特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市内の新型インフルエンザ等対策の総合調整や、所要の措置等を行う。<br><br>本部長：市長<br>本部員：各局長等  |
| 市内発生早期 |                              |                                                                                                                   |                                                                                          |
| 市内感染期  |                              |                                                                                                                   |                                                                                          |
| 小康期    |                              |                                                                                                                   |                                                                                          |
|        | 警戒体制③<br>〔 国が緊急事態解除宣言をしたとき 〕 | 特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、市感染症対策本部において、引き続き所要の措置を行う。また、これまでの各段階における対策に関する評価を行う。                                   |                                                                                          |

<sup>28</sup> 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

【広島市新型インフルエンザ等対策本部の構成】

|      |                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長  | 市長                                                                                                         |
| 副本部長 | 副市長                                                                                                        |
| 本部員  | 危機管理担当局長、広島市事務分掌条例第1条に掲げる局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長 |

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、新型インフルエンザ等発生時には、感染症の学識経験者等で構成される広島市感染症対策協議会からの意見を適時適切に求めた上で、対策の立案・実施に努めます。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要です。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られていることから、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図るなど積極的な情報収集・分析を行い、患者の臨床像等の特徴を把握します。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点において患者の全数を把握することは、その意義が低下しており、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用します。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

本市における情報収集については、混乱をさけるよう、県内で統一した情報を市民や医療機関等に周知する必要があることから、新型インフルエンザに関する情報は主に広島県感染症・疾病管理センター（以下「県CDC」という。）から入手します。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、新感染症が発生した場合は、国及び県と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法の確立を図り、市内のサーベイランス体制を構築します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間のコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

## イ 情報提供手段の確保

市民においては、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられること、また、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮する必要があることから、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

## ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通して、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉局と教育委員会は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供します。

## エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です<sup>29</sup>。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。万一、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ります。

### (イ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、各省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、市のホームページに総覧できるサイトを開設します。

## オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、県と協力し、情報を集約して一元的に発信する体制を構築します。市独自で情報提供を行う場合には、県と適時適切に情報を共有します。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市感染症対策本部又は広島市新型インフルエンザ等対策本部が調整します。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する反応などを分析し、次の情報提供に活かします。

<sup>29</sup> マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、流行時における医療体制で対応可能な範囲内に収めることにもつながります。

予防・まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、これらの対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあります。このため、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や、実施している対策の縮小・中止を行います。

##### イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者など濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等、感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等、基本的な感染対策を実践するよう促します。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じて不要不急の外出の自粛要請等を行った場合<sup>30</sup>には、市民等への周知について協力します。

地域対策や職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県は必要に応じて施設の使用制限の要請等を行います<sup>31</sup>が、市が所管する施設に対して使用制限の要請があった場合には、利用者の理解を得ることに努め、速やかに要請に応じます。

そのほか、海外で発生した際には、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ります。

##### ウ 予防接種

##### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、流行時における医療体制で対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン<sup>32</sup>とパンデミックワクチン<sup>33</sup>の2種類があります。

<sup>30</sup> 特措法第45条第1項

<sup>31</sup> 特措法第45条第2項、第3項

<sup>32</sup> 新型インフルエンザがまん延する前に、発症予防のため接種するワクチン。現在は、鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスを基に作られている。

<sup>33</sup> 世界的大流行（パンデミック）を引き起こす感染症に対する予防接種。新型インフルエンザが発生した場合には、そのインフルエンザウイルスを基に作られる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載します。

#### (イ) 特定接種

##### (イ)-1 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
  - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- です。

市は、あらかじめ新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者を決定し、政府対策本部が決定した基本的対処方針に従い、自らの職員に対して、速やかに特定接種を実施します。

##### (イ)-2 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則、集団的接種により接種を実施することとなります。また、国が実施する登録事業者等に対する接種についても、協力を要請される場合があります。発生時に備え、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

#### (ウ) 住民接種

##### (ウ)-1 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による予防接種（以下「臨時接種」という。）を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく接種（以下「新臨時接種」という。）を行うこととなります。

住民接種は、特定接種対象者以外の接種対象者を次の四つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とします。

接種順位等の基本的な考え方については、政府行動計画に示されていますが、緊急事態宣言が行われている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定します。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・ 基礎疾患を有する者<sup>34</sup>
  - ・ 妊婦
- ② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児

<sup>34</sup> 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年（2009 年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

の保護者を含む。)

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群  
(65 歳以上の者)

(ウ)-2 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。地域集団接種や一斉接種（期間を定めて医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれを組み合わせる等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定します。

(オ) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行います<sup>35</sup>。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行います。

イ 発生前における医療体制の整備

市は、県とともに二次保健医療圏等の圏域を単位として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。また、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うとともに帰国者・接触者などからの問い合わせに応じる「帰国者・接触者相談センター」の設置の準備を進めます。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

(7) 感染症病床の確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに

<sup>35</sup> 特措法第 31 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 6 項

感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。このため、市は県とともに感染症病床等の利用計画を事前に策定しておきます。

(イ) 医療提供体制の維持

国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報等を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。一方で、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める必要があります。医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

(ウ) 患者のトリアージ等

また、帰国者や接触者からの相談に応じる「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図ります。帰国者・接触者外来等、市域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」からも情報提供を行います。

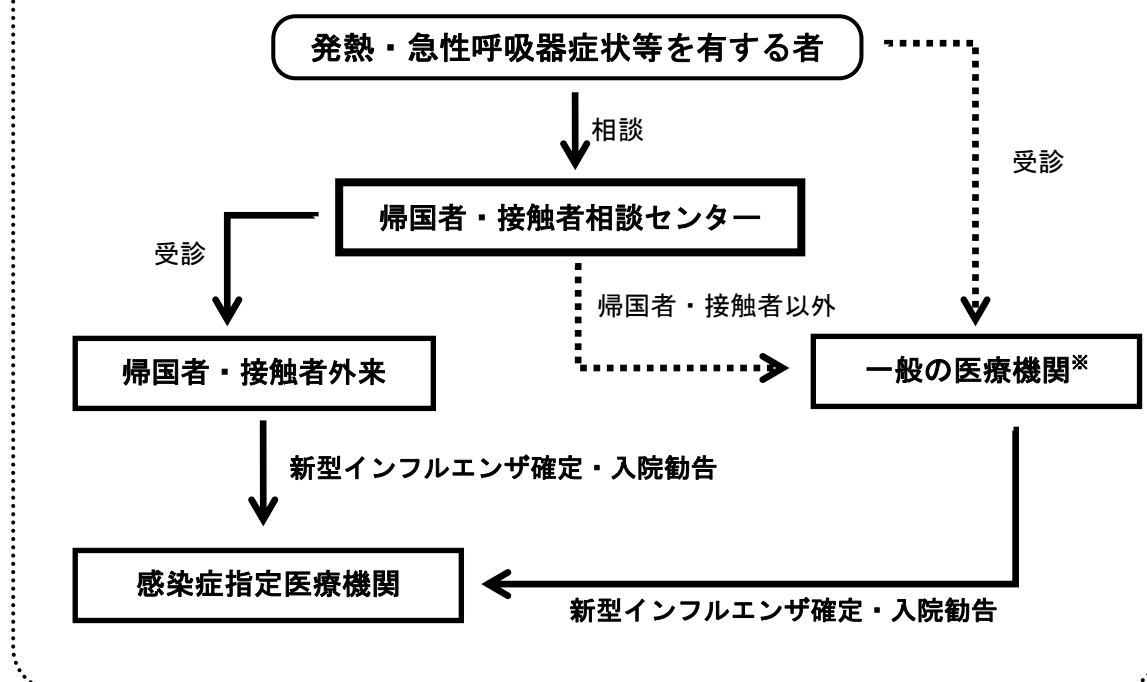
帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、市は県とともに事前に、その活用計画を策定しておきます。在宅療養の支援体制を整備しておくことも必要です。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市域医師会・大学等の関係機関のネットワークを活用します。

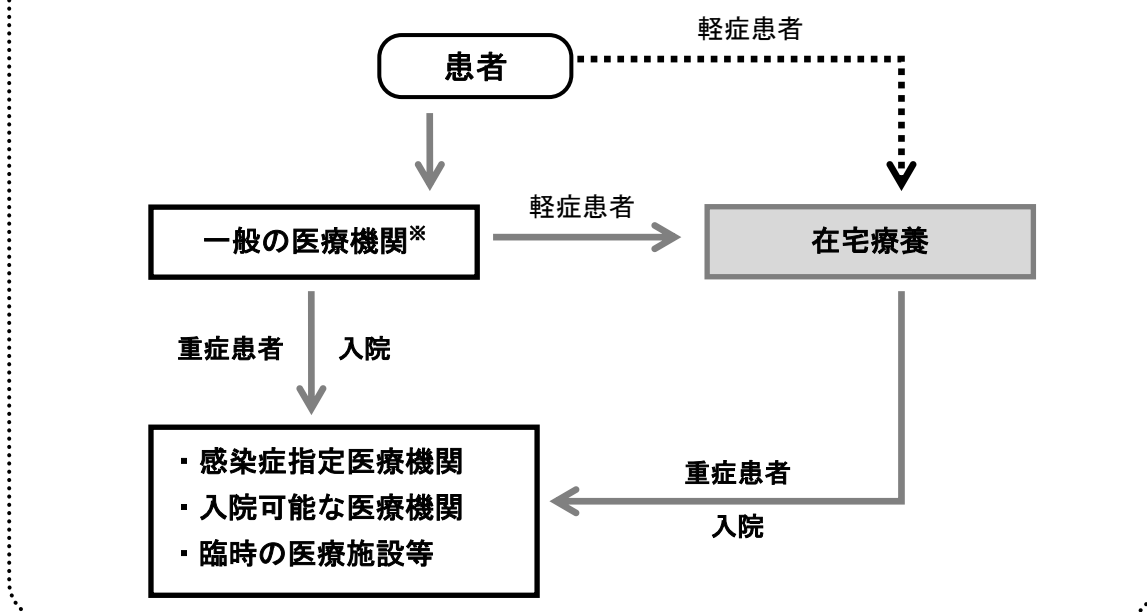
【発生段階ごとの医療体制】

○ 医療体制 <海外発生期～市内発生早期>



※一般の医療機関:内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。海外発生～市内発生早期において、帰国者や接触者であっても、相談センターを通さず受診する患者、帰国者・接触者以外の疑似症患者もあり、一般医療機関においても、院内感染対策を要する。

○ 医療体制 <市内感染期>



※市内感染期には、患者入院によるまん延防止等の効果が望めないため、帰国者・接触者外来は廃止されることから、入院勧告も原則行わない。

#### エ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

市内感染期において、抗インフルエンザ薬が不足する事態が生じた際に、県内市町で使用する抗インフルエンザウイルス薬については、県が計画的かつ安定的に備蓄することとしています。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの者がり患し、地域での流行が約8週間程度続くと言われていいます。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、市は、業務継続計画を策定するなど事前に十分準備を行い、新型インフルエンザ等の発生後は、国、県、他の県内市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等とともに市民生活及び市民経済への影響を最小限にするよう努めます。

## Ⅱ - 8. 組織体制

新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、市感染症対策本部を設置し、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係部局が連携、協力し、全庁一体となった取組を推進します。

緊急事態宣言が出された場合には、直ちに市長を本部長とする広島市新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

各対策本部における各部局の業務は次のとおりです。なお、各部局においては、それぞれの対策についての具体的な方法を示したマニュアルを定めるものとします。

| 部局名    | 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共 通    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること</li> <li>・ 発生期における業務の維持継続に関すること</li> <li>・ 所管する事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること</li> <li>・ 所管する施設等におけるまん延防止に関すること</li> <li>・ 市民への情報提供に関すること</li> <li>・ 関係機関・団体等との間の情報共有に関すること</li> <li>・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること</li> <li>・ 死体安置場所の提供に関すること</li> </ul> |
| 危機管理室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の運営・総括に関すること</li> <li>・ 関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |
| 企画総務局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関すること</li> <li>・ 広報の総括に関すること</li> <li>・ 報道機関への情報提供に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |
| 財政局    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品調達に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 市民局    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内在住外国人への情報提供の支援に関すること</li> <li>・ 物価の安定及び生活関連物資の適切な供給に係る相談に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        |
| 健康福祉局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の運営に関すること</li> <li>・ 防疫対策の実施に関すること</li> <li>・ 医療提供体制の確保に関すること</li> <li>・ ワクチン接種に関すること</li> <li>・ 健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること</li> <li>・ 患者搬送に関すること</li> <li>・ 要配慮者(在宅の高齢者、障害者等)への生活支援に関すること</li> <li>・ 火葬体制の確保に関すること</li> <li>・ 病原体の検査に関すること</li> </ul>                                            |
| こども未来局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園サーベイランスの運用に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 部局名   | 項 目                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性廃棄物の処理に関する事</li> <li>・ ごみの排出抑制に関する事</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 経済観光局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連物資の確保のための支援に関する事</li> <li>・ 企業活動の維持・復旧のための支援(融資を含む。)に関する事</li> <li>・ 食料としての生産物の確保に関する事</li> <li>・ 重大な動物感染症対策本部所管部としての新型インフルエンザ等対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事</li> </ul> |
| 道路交通局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事</li> <li>・ 公共交通機関の機能維持に関する事</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 下水道局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン(下水道)の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
| 各区    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫対策の実施に関する事</li> <li>・ 患者搬送に関する事</li> <li>・ ワクチン接種に関する事</li> <li>・ 健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関する事</li> <li>・ 要配慮者の支援に関する事</li> <li>・ 死体の安置場所の確保及び管理に関する事</li> </ul>                                    |
| 会計室   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納機能の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
| 消防局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者搬送に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 水道局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン(上水道)の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
| 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校サーベイランスの運用に関する事</li> <li>・ ワクチン接種会場の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                        |

### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載します。

|                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>未発生期</b>                                                                                                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">         海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染やその疑いはみられていない状況を含む。       </div> |
| <b>対策のポイント：</b><br>1) 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。<br>2) 国・県等との連携の下に発生の早期確認に努める。                                                                                                                                                                   |
| <b>対策の考え方：</b><br>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、国、県及び市の行動計画等を踏まえ、関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。<br>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。                                                           |

#### (1) 実施体制

- ・ 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定します。また、各対策の具体的な方策を示したマニュアルや、感染まん延期における市の業務継続計画を策定します。これらの計画等は必要に応じて見直します。(健康福祉局、全部局)
- ・ 広島市危機管理推進会議等の枠組みを通じ、庁内における事前準備の進捗を確認します。(全部局)
- ・ 国、県、県内市町、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認をします。(健康福祉局、全部局)
- ・ 市は県とともに、二次保健医療圏等の圏域を単位として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関(大学附属病院、公立病院等)を含む医療機関、薬局、市町等の関係者からなる対策会議を設置し、圏域内の医療関係者等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ等の発生を想定した県や関係機関との共同訓練を実施します<sup>36</sup>。(健康福祉局、関係部局)
- ・ 海外において、鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合には、注意体制として、危機管理室及び健康福祉局が中心となり、国内発生に備えた対策の検討、情報収集等を行い、庁内の関係部署との情報の共有を図ります。(危機管理室、健康福祉局、関係部局)

<sup>36</sup> 特措法第 12 条

- ・ 国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合や、国が国内外で新型インフルエンザや全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症の発生の疑いを把握し、初動対処方針を決定した場合には、警戒体制として、市長を本部長とする市感染症対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の国内発生に備えた対策の検討、情報収集等を行い、関係部署との情報共有を図ります。（危機管理室、健康福祉局、関係部局）

## （２）サーベイランス・情報収集

### （２）-１ サーベイランス

- ・ 毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、市内の指定届出医療機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握します。また、指定届出医療機関のうち一部の医療機関で採取されたウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を市衛生研究所において調査し、流行しているウイルスの性状について把握します。（健康福祉局）
- ・ 国・県と協力し、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握します。（健康福祉局）
- ・ 学校、保育所、幼稚園におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）をサーベイランスシステムにより管理し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会）

### （２）-２ 情報収集

- ・ 主に「県CDC」を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集します。（健康福祉局、経済観光局、関係部局）

#### 【情報源】

国際機関（WHO、OIE（国際獣疫事務局）等）、厚生労働省、国立感染症研究所、農林水産省、外務省、検疫所

## （３）情報提供・共有

### （３）-１ 平常時の情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。（健康福祉局、各区）
- ・ 医療機関や関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等対策についての理解と対策への協力を得るため、市行動計画による対策について周知を行います。（健康福祉局、関係部局）

### （３）-２ 体制整備等

次のとおり、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備を行います。（健康福祉局、企画総務局、危機管理室、関係部局）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体

を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本としますが、防災情報メールや SNS などを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。

- ・ 一元的な情報提供を行うために、県と連携し、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築します。
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築します。
- ・ 国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築します。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンターを速やかに設置できるよう準備を進めます。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 対策実施のための準備

###### (4)-1-1 個人における対策の普及

- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、市の帰国者・接触者相談センター<sup>37</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。（健康福祉局、各区）

###### (4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人レベルの感染防止対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施される感染対策について周知します。（健康福祉局、各区）

###### (4)-1-3 衛生資器材等の整備

- ・ 防疫業務に必要な衛生資器材等（消毒薬、マスク等）を整備します。（健康福祉局、消防局）

###### (4)-1-4 水際対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫所が実施する入国者の検疫の強化に際し、防疫措置、入国者に対する疫学調査等についての協力要請があった場合に備え、連携の強化や体制の整備を進めます。（健康福祉局、各区）

##### (4)-2 予防接種

###### (4)-2-1 特定接種対象者の登録

- ・ 国から特定接種対象者の登録に係る協力要請があった場合には、国が定めた登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、基準に該当する事業者の登録について協力します。（健康福祉局、関係部局）

<sup>37</sup> 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

## (4)-2-2 接種体制の構築

## (4)-2-2-1 特定接種

- ・ あらかじめ市内の特定接種の対象となり得る者を把握しておき、速やかにワクチン接種が実施できるよう、集団的接種を原則とした市内の接種体制を構築します。(健康福祉局、企画総務局、各区、関係部局)
- ・ 国から、市職員以外への特定接種の実施体制の構築について協力要請があった場合には、適切に接種が実施できるよう協力します。(健康福祉局、各区)

## (4)-2-2-2 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づくワクチン接種を、地域集団接種や一斉接種(期間を定めて医療機関で接種)、個別接種又はそれぞれを組み合わせる等、域内に居住する者に対して速やかに実施するための体制の構築を図ります。(健康福祉局、各区、関係部局)
- ・ 政府行動計画で示された優先接種対象者の考え方を踏まえ、あらかじめワクチン需要量を算出する等、住民接種のシミュレーションを実施します。(健康福祉局、関係部局)
- ・ 接種の円滑な実施のため、国及び県の協力を得て、あらかじめ県内の市町間で広域的な協定を締結し、本市以外の県内市町における接種を可能にします。(健康福祉局)
- ・ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種に係る具体的な方法の検討を進めます。(健康福祉局、各区、教育委員会、関係部局)

---

**(5) 医療**


---

## (5)-1 地域医療体制の整備

- ・ 市は県とともに、二次保健医療圏等の圏域を単位として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関(大学附属病院、公立病院等)を含む医療機関、薬局、市町等の関係者からなる対策会議を設置し、圏域内の医療関係者等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。(健康福祉局)
- ・ 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行います。(健康福祉局、各区)
- ・ 発生時に備え、帰国者・接触者外来を行う医療機関や、入院患者を受け入れる感染症指定医療機関等に対し、準備を進めておくよう要請します。

また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。(健康福祉局)

## (5)-2 市内感染期に備えた医療の確保

次のとおり、市内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。

- ・ 全ての医療機関に対して、国等が作成するマニュアルを示すなどして、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請します。(健康福祉局)
- ・ 県と協力し、感染症指定医療機関のほか、基幹病院等において入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。(健康福祉局)

- ・ 県と協力し、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の市域の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握します（健康福祉局）。
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする市域における医療機関の設定を検討します（健康福祉局）。
- ・ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。（健康福祉局）
- ・ 最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。（消防局）

#### (5)-3 研修等

- ・ 県や県内の他の市町等と連携し、医療従事者等に対して、市内発生を想定した研修や訓練を行います。（健康福祉局）

#### (5)-4 医療資器材の整備

- ・ 市及び医療機関等は、市内感染期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備します。（健康福祉局、消防局、関係部局）

#### (5)-5 検査体制の整備

- ・ 国の技術的支援の下、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備します。（健康福祉局）

#### (5)-6 患者搬送体制の整備

- ・ 患者搬送時における感染防御策の徹底を図るとともに、市内感染期には患者数の増加、入院の対象となる重症患者の増加が想定されることから、各発生段階に応じた搬送体制の確保を図ります。（健康福祉局、消防局、各区）

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 市役所機能の維持

- ・ 市役所機能の維持のため、感染まん延期における業務継続計画を策定するとともに、職場における感染防止策に必要な物資（消毒薬、マスク等）を準備しておきます。（全部局）
- ・ 外郭団体、業務委託事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、主要業務の継続や一部の業務の縮小等に向けた取り組みが行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図ります。（関係部局）

#### (6)-2 市内事業者への対応

- ・ 市内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、主要業務の継続や一部の業務の縮小等に向けた取り組みが行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図ります。（関係部局）

(6)-3 要配慮者への生活支援

- ・ 介護や介助がなければ日常生活が困難な、在宅の高齢者、障害者等（以下「要配慮者」という。）への市内感染期における生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともに、その具体的手続きを決めておきます。（健康福祉局、各区）

(6)-4 火葬能力等の把握

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。（健康福祉局、各区、関係部局）

(6)-5 物資及び資材の備蓄等<sup>38</sup>

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄します。（健康福祉局、消防局、関係部局）

---

<sup>38</sup> 特措法第10条

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>海外発生期</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>対策のポイント：</b><br>１）新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し、早期発見に努める。<br>２）市内での発生に備えた体制の整備を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>対策の考え方：</b><br>１）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。<br>２）対策の判断に役立てるため、国、県との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。<br>３）市内で発生した場合に、早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。<br>４）海外での発生状況や、市内で発生した場合に備えた対策についての的確な情報提供を行い、関係団体、医療機関、事業者、市民に準備を促す。<br>５）国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 |

## （１）実施体制

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置したときは、市感染症対策本部が市内の新型インフルエンザ等対策の調整を行い、全庁一体となった対策を推進します。対策の実施に当たっては、県対策本部と連携し、国の基本的対処方針に基づいた対応を行います。（危機管理室、健康福祉局、関係部局）
- ・ 海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる<sup>39</sup>と国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。（健康福祉局）

## （２）サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランスの強化

- ・ 引き続き、市内のインフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施します。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ等患者を早期に発見すること及びその臨床像等の情報を収集するために、全ての医師に新型インフルエンザ等を疑う患者を診察した場合には届出を求め、全

<sup>39</sup> ただし、り患した場合の病状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられる。

数把握を開始します<sup>40</sup>。(健康福祉局)

- ・ 感染者が発生した場合における感染の拡大を早期に探知するため、学校、保育所、幼稚園でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。(健康福祉局、こども未来局、教育委員会)

## (2)-2 情報収集

- ・ 県CDC等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の海外での発生状況や、病原体に関する情報、疫学情報(症状、症例定義<sup>41</sup>、致命率等)、治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)に関する情報を収集します。(健康福祉局)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 市民への情報提供

- ・ 市民に対し、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、相談窓口の設置等について、様々な媒体を活用した広報を行います。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)
- ・ 引き続き、市民に対し、新型インフルエンザ等の基本的知識、個人レベルでの感染防止策等を周知し、市内での発生に備えます。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)

### (3)-2 コールセンターの設置

- ・ 他の公衆衛生業務に支障を来さないように、国が作成したQ & Aに基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供をできるようにします。(健康福祉局、関係部局)

### (3)-3 医療機関等との情報共有

- ・ 県CDC等の関係機関を通じて収集した新型インフルエンザ等の海外での発生状況や、病原体に関する情報、疫学情報(症状、症例定義、致命率等)、治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)を市内医療機関や関係機関等へ周知し、情報を共有します。(健康福祉局、関係部局)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ・ 国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めます。(健康福祉局、各区)
- ・ 新型インフルエンザ等が疑われる患者が発生した場合には、速やかに感染症法に基づく

<sup>40</sup> 感染症法第12条

<sup>41</sup> 病気の診断をするための患者の特徴的な症例を定義したもの。新型インフルエンザの場合は、疫学的調査により原因検索を行うため、滞在場所や滞在日時についての情報を含めた患者群の特徴を定義したものとなる。

対応を行います。(健康福祉局、各区)

- ・ 市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることについて、周知徹底を図ります。(健康福祉局、各区)
- ・ 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防止策について周知・注意喚起を図ります。(健康福祉局、こども未来局、教育委員会、関係部局)

#### (4)-2 感染症危険情報の提供等

- ・ 国等が発出する感染症危険情報を市民や市内事業者等に情報提供し、不要不急の渡航の延期や退避の検討を勧奨します。(健康福祉局)

#### (4)-3 水際対策（検疫体制強化）

- ・ 検疫所から通報のあった新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者について、健康監視を実施します。(健康福祉局、各区)

#### (4)-4 予防接種

##### (4)-4-1 特定接種

- ・ 国が緊急の必要があると認め、接種の実施を決定した場合には、国と連携し、市の職員のうち特定接種の対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得てプレパデミックワクチンの接種<sup>42</sup>を行います。(健康福祉局、企画総務局、各区、関係部局)
- ・ 国から、市職員以外への特定接種の実施について協力要請があった場合には、適切に接種が実施できるよう協力します。(健康福祉局、各区)

##### (4)-4-2 住民接種

- ・ 国が特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種、又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施を決定した場合に備え、国及び県と連携して、保健センター、学校などの公的施設の確保や医師会等へ協力を依頼するなど、地域集団接種や一斉接種（期間を定めて医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれを組み合わせる等により接種を実施するための準備を行います。(健康福祉局、各区、教育委員会、関係部局)
- ・ 全市民が速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種に係る具体的な準備を進めます。(健康福祉局、各区、教育委員会)

## (5) 医療

#### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・ 新型インフルエンザ等の症例定義を医療機関等、関係機関に周知します。(健康福祉局)

<sup>42</sup> 備蓄しているプレパデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。備蓄しているワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いる。

## (5)-2 帰国者・接触者相談センターの設置

- ・ 新型インフルエンザ等発生地域からの帰国者等の相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を本庁及び各区に設置し、発生国から帰国後、発熱・呼吸器症状等を有する者に対しては、帰国者・接触者外来への受診を勧めます。(健康福祉局、各区)
- ・ 市民に対して、発生国から帰国後、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう周知します。(健康福祉局、各区)

## (5)-3 医療体制の整備

- ・ 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、定められた医療機関に設置されている帰国者・接触者外来において診断を行います。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあるため、医療機関に院内感染対策を講じた診療体制の整備を依頼します。(健康福祉局)
- ・ 医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに最寄りの保健センターに連絡するよう要請します。(健康福祉局、各区)
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を市衛生研究所において、亜型等の同定を行います。新型インフルエンザ等が疑われる場合は、国立感染症研究所で確認します。(健康福祉局)
- ・ 感染症指定医療機関において入院医療が行えるよう受け入れ準備を行うとともに、市内での感染拡大に備え、感染症指定医療機関以外の基幹病院等に対し、入院病床での受け入れ準備を要請します。(健康福祉局)

## (5)-4 医療機関等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(健康福祉局)

## (5)-5 抗インフルエンザの薬の使用

- ・ 医療機関に対し、県に備蓄している抗インフルエンザ薬を活用して、患者との接触者である同居者、医療従事者等に、必要に応じて抗インフルエンザ薬の予防投与をするよう要請します。(健康福祉局、各区)

## (5)-6 患者の搬送体制

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防局と連携し、緊急に治療する必要がある患者の搬送時における感染防御策を確認するとともに、患者の搬送体制の確保を図ります。(健康福祉局、消防局、各区)

## (5)-7 検査体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ等に係るPCR等の検査体制を速やかに整備します。(健康福祉局)

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 市役所機能の維持

- ・ 市役所機能を維持するため、全職員が職場での感染防止策を講じるとともに、業務の縮小など、業務継続計画に基づく感染がまん延した場合における対応を確認します。(全局)
- ・ 外郭団体、業務委託事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するよう要請します。(関係部局)

### (6)-2 市内事業者への対応

- ・ 引き続き、市内事業者に対し、新型インフルエンザ等の市内発生に備え、職場における感染対策、主要業務の継続や一部の業務の縮小等に向けた取組が行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図ります。(関係部局)

### (6)-3 要配慮者への生活支援

- ・ 市内感染期における要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）や搬送、死亡等の対応についての具体的な方法を確認し、自治会等への協力要請などの準備を行います。(健康福祉局、各区)

### (6)-4 遺体の火葬・安置

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。(健康福祉局、各区、関係部局)

|                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>市内未発生期</b>                                                                                                                                                                  |
| ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で発生していない状態。                                                                                                                             |
| <b>対策のポイント：</b><br>1) 市内での発生に備えた体制を強化する。                                                                                                                                       |
| <b>対策の考え方：</b><br>1) 市内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。<br>2) 緊急事態宣言が行われた場合には、積極的な感染対策等を講ずる。<br>3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 |

## (1) 実施体制

### (1)-1 実施体制

- ・ 引き続き、県と連携し、市感染症対策本部が国の基本的対処方針に基づいた対応を行います。(危機管理室、健康福祉局、関係部局)

### (1)-2 緊急事態宣言時の体制

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態であっても、国において、次のとおり緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに市長を本部長とする特措法に基づく「広島市新型インフルエンザ等対策本部」を設置<sup>43</sup>します。(危機管理室、健康福祉局、関係部局)

#### <緊急事態宣言>

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する<sup>44</sup>。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである<sup>45</sup>。緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、次のように考えられる。

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況や WHO からの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
- ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等

<sup>43</sup> 特措法第 36 条

<sup>44</sup> 特措法第 32 条

<sup>45</sup> 病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。

緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問する。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。

- ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
- ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
- ・ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。

- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランスの強化

- ・ 引き続き、市内のインフルエンザのサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等を疑う患者の全数把握を実施します。(健康福祉局)
- ・ 感染者が発生した場合における感染の拡大を早期に探知するため、学校、保育所、幼稚園でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を継続します。(健康福祉局、こども未来局、教育委員会)

### (2)-2 情報収集

- ・ 引き続き、県CDC等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の国内外での発生状況や、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）に関する情報を収集します。(健康福祉局)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 市民等への情報提供

- ・ 市民や事業者等に対し、国内外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、相談窓口の設置等について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用した広報を行います。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)

- ・ 市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の基本的知識を普及するとともに、個人レベルでの感染防止策等を強化するよう注意喚起します。（健康福祉局、企画総務局、関係部局）
- ・ 学校・保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会、関係部局）
- ・ 広報に当たっては、外国人や障害者等に配慮した情報提供に努めます。（健康福祉局、企画総務局、関係部局）

#### (3)-2 コールセンターの充実・強化

- ・ 市民からの相談が増加することが想定されることから、他の公衆衛生業務に支障を来さないようにコールセンターを充実・強化します。（健康福祉局、関係部局）

#### (3)-3 医療機関等との情報共有

- ・ 引き続き、県CDC等の関係機関を通じて収集した新型インフルエンザ等の国内外での発生状況や、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を、市内医療機関や関係機関等へ周知し、情報を共有します。（健康福祉局、関係部局）

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ・ 市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることを徹底するよう周知します。（健康福祉局、各区）
- ・ 医療機関、社会福祉施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設における感染防止策の徹底について注意喚起を図ります。（健康福祉局、関係部局）
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育所等における感染対策の実施に資する目安を示します。（健康福祉局）
- ・ 観光施設において、外国人の観光客等に対する多国言語による注意喚起を行います。（経済観光局）
- ・ 公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行を呼びかけるなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。（道路交通局）

#### (4)-2 感染症危険情報の提供等

- ・ 引き続き、国等が発出する感染症危険情報を市民や市内事業者等に情報提供し、不要不急の渡航の延期や退避の検討を勧奨します。（健康福祉局）

#### (4)-3 水際対策（検疫体制強化）

- ・ 検疫所から、患者又は濃厚接触者に係る通報があった場合等には、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、

有症時の対応指導等）を行います。（健康福祉局、各区）

#### (4)-4 予防接種

##### (4)-4-1 特定接種

- ・ 引き続き、国と連携して、市の職員のうち特定接種の対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得た上でプレパンデミックワクチンの接種を行います。（健康福祉局、企画総務局、各区、関係部局）
- ・ 国から、市職員以外への特定接種の実施について協力要請があった場合には、適切に接種が実施できるよう協力します。（健康福祉局、各区）

##### (4)-4-2 住民接種

- ・ 国が特措法第 46 条の規定に基づく臨時予防接種、又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施を決定した場合に市民に速やかに接種できるように、国及び県と連携し、保健センター、学校などの公的施設や医療機関など、接種会場を確保するとともに、医師会等へ接種を委託し、地域集団接種や一斉接種（期間を定めて医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれを組み合わせる等により接種を実施するための具体的な準備を行います。（健康福祉局、各区、教育委員会、関係部局）
- ・ 国が新臨時接種を行うことを決定した場合には、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本とした接種を行います。（健康福祉局、各区、関係部局）
- ・ 接種を開始する際には、接種の目的や接種対象や接種順位、ワクチンの有効性・安全性、接種時期や方法など、ワクチン接種に関する情報を市民に対して分かりやすく周知します。（健康福祉局）

#### (4)-5 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、次のとおり対策を行います。

##### (4)-5-1 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底

- ・ 県が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の市所管施設に対して、職場を含めた感染感染対策の徹底について要請を行った場合には、各施設において適切な対応を講じます。（関係部局）

##### (4)-5-2 住民接種

- ・ 国が、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時予防接種の実施を決定した場合には、国と連携して、市民への接種を実施します。（健康福祉局、各区）

## (5) 医療

#### (5)-1 医療体制の整備

- ・ 症例定義に基づき新型インフルエンザ等が疑われる患者については、引き続き、帰国者・

接触者外来において診療を行います。(健康福祉局)

- ・ 新型インフルエンザ等の患者が帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性が高まるため、一般医療機関における院内感染対策の徹底を要請します。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ等を疑う患者が増加し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも受診する診療体制に移行する必要性が生じてきた場合には、県と協力し、医師会等関係機関と調整を進めます。(健康福祉局)
- ・ 引き続き、医療機関に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合には、直ちに各保健センターへ連絡するよう求めます。(健康福祉局、各区)

#### (5)-2 医療機関等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(健康福祉局)

#### (5)-3 帰国者・接触者相談センターの機能強化

- ・ 新型インフルエンザ等発生地域へ滞在した者等からの相談が増加することが想定されるため、帰国者・接触者相談センターの体制を強化します。(健康福祉局、各区)

#### (5)-4 患者等への対応

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の疑い患者が発生した場合や、他の自治体から市内に滞在する患者又は濃厚接触者に係る情報提供があった場合等には、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)を行います。(健康福祉局、各区)
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、市衛生研究所においてPCR検査等による確定検査をします。必要に応じて、国立感染症研究所で確認します。(健康福祉局)
- ・ 患者の家族や同じ職場にいる者、医療従事者等が十分な防御なく暴露した際等には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。(健康福祉局、各区)

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 市役所機能の維持

- ・ 市の職員に対し、職場及び職員の家庭における健康管理と感染防止策を徹底するよう周知します。(全部局)
- ・ 可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行います。(全部局)
- ・ 引き続き、外郭団体、業務委託事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施を要請します。また、必要に応じて、可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行うよう要請します。(関係部局)

(6)-2 事業者への対応

- ・ 引き続き、市内事業者に対し、発生状況等に関する情報提供を行い、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行うよう周知します。（健康福祉局、関係部局）

(6)-3 要配慮者への生活支援

- ・ 市内感染期に入った際に、要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）や搬送、死亡等の対応を直ちに行える体制を準備します。（健康福祉局、各区）

(6)-4 市民への呼びかけ

- ・ 市民に対して、食料品や生活必需品の購入に当たり買占めを行わないなど、適切な行動の実施について呼びかけます。（健康福祉局、関係部局）

(6)-5 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次のとおり対策を行います。

(6)-5-1 水の安定供給<sup>46</sup>

- ・ 水道事業者は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。（健康福祉局、水道局）

(6)-5-2 運送の確保<sup>47</sup>

- ・ 市民の交通手段の確保を図るため、市の関係団体である旅客輸送事業者が新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定める感染対策の実施や業務体制の確保等、旅客を適切に輸送するために講ずる措置への協力をします。（道路交通局）。

(6)-5-3 サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼びかけます。（健康福祉局、関係部局）

(6)-5-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（市民局、関係部局）

<sup>46</sup> 特措法第 52 条

<sup>47</sup> 特措法第 53 条

## 市内発生早期

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### 対策のポイント：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態宣言が行われた場合には、より積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

## (1) 実施体制

### (1)-1 実施体制

- ・ 引き続き、県対策本部と連携し、国の基本的対処方針に基づく対応を行います。（危機管理室、健康福祉局、関係部局）

### (1)-2 緊急事態宣言時の体制

- ・ 市長を本部長とする特措法に基づく「広島市新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。（危機管理室、健康福祉局、関係部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランス

- ・ 引き続き、市内のインフルエンザのサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等を疑う患者の全数把握を実施します。（健康福祉局）
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校、保育所、幼稚園でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を継続します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会）

(2)-2 情報収集

- ・ 県CDC等を通じて、国内外の発生状況や病原体に関する情報等を引き続き収集するとともに、県内の発生状況について、随時、情報収集します。(健康福祉局)
- ・ 市内で新型インフルエンザ等患者が発生した場合、初期の段階においては、国及び県と連携し、患者の積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析します。(健康福祉局、各区)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 市民等への情報提供

- ・ 市民や事業者等に対し、県内及び国内外での発生状況、現在の対策等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、相談窓口の設置等について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用した広報を行います。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)
- ・ 市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の基本的知識を普及するとともに、個人レベルでの感染防止策等を強化するよう注意喚起します。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)
- ・ 学校、保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。(健康福祉局、こども未来局、教育委員会、関係部局)
- ・ 広報に当たっては、外国人や障害者等に配慮した情報提供に努めます。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)
- ・ 「市内未発生期」における対応に加え、国内外の発生状況について、随時、最新の情報を提供します。(健康福祉局、企画総務局、関係部局)

(3)-2 コールセンターの充実・強化

- ・ 引き続き、コールセンターを充実・強化した体制で運営します。(健康福祉局、関係部局)

(3)-3 医療機関との情報共有

- ・ 引き続き、県CDC等の関係機関を通じて収集した新型インフルエンザ等の県内及び国内外での発生状況や、病原体に関する情報、疫学情報(症状、症例定義、致命率等)、治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)を、市内医療機関や関係機関等へ周知し、情報を共有します。(健康福祉局、関係部局)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止対策

- ・ 引き続き、市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えるこ

とについて、周知します。(健康福祉局、各区)

- ・ 引き続き、医療機関、社会福祉施設等における感染防止策の徹底について注意喚起を図るとともに、当該感染症の症状が見られた者は、帰国者・接触者相談センターへ相談するよう周知します。(健康福祉局、関係部局)
- ・ 学校においては、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行います。(教育委員会)
- ・ 引き続き、観光施設において、外国人の観光客等に対する多国言語による注意喚起を行います。(経済観光局)

#### (4)-2 水際対策(検疫体制強化)

- ・ 引き続き、検疫所から、患者又は濃厚接触者に係る通報があった場合等には、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院措置等)や濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)を行います。(健康福祉局、各区)

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 特定接種

- ・ 引き続き、国と連携して、市の職員のうち特定接種の対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得た上でプレパンデミックワクチンの接種を行います。(健康福祉局、企画総務局、各区、関係部局)
- ・ 国から、市職員以外への特定接種の実施について協力要請があった場合には、適切に接種が実施できるよう協力します。(健康福祉局、各区)

##### (4)-3-2 住民接種

- ・ 国が特措法第46条の規定に基づく臨時予防接種、又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定した場合に市民に速やかに接種できるように、国及び県と連携し、保健センター、学校などの公的施設や医療機関など、接種会場を確保するとともに、医師会等へ接種を委託し、地域集団接種や一斉接種(期間を定めて医療機関で接種)、個別接種又はそれぞれを組み合わせる等により接種を実施するための具体的な準備を行います。(健康福祉局、各区、教育委員会、関係部局)
- ・ 国が新臨時接種を行うことを決定した場合には、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本とした接種を行います。(健康福祉局、各区、関係部局)
- ・ 接種を開始する際には、接種の目的や接種対象や接種順位、ワクチンの有効性・安全性、接種時期や方法など、ワクチン接種に関する情報を市民に対して分かりやすく周知します。(健康福祉局)

#### (4)-4 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次のとおり対策を行います。

##### (4)-4-1 感染防止のための市民への要請

- ・ 県が特措法第 45 条第 1 項に基づき、期間と区域を定めて、市民に対して生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請した場合は、周知について協力を行います。（健康福祉局、関係部局）

#### (4)-4-2 学校、保育所等の施設使用制限

- ・ 県が特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、学校、保育所等に対して施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行った場合には、施設利用者の理解を得ることに努め、速やかに必要な措置を講じます。（こども未来局、教育委員会、関係部局）

#### (4)-4-3 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底

- ・ 県が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の市所管施設に対して、職場を含めた感染感染対策の徹底について要請を行った場合には、各施設において適切な対策を講じます。（関係部局）

#### (4)-4-4 住民接種

- ・ 国が、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時予防接種の実施を決定した場合には、国と連携して、市民への接種を実施します。（健康福祉局）

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制の整備

- ・ 症例定義に基づき新型インフルエンザ等が疑われる患者が増加し、全ての患者を帰国者・接触者外来で診察できなくなった段階において、国からの要請があった場合は、医師会等の協力を得て、一般の医療機関でも診察する体制に移行します。（健康福祉局）
- ・ 引き続き、医療機関に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症<sup>48</sup>患者と判断した場合には、直ちに各保健センターへ連絡するよう求めます。（健康福祉局）

### (5)-2 医療機関等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（健康福祉局）

### (5)-3 帰国者・接触者相談センターの機能強化

- ・ 新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈する者からの相談の増加が想定される

<sup>48</sup> ある感染症によるものであると疑われる症状が認められるものの、確定できないもの。

ため、帰国者・接触者相談センターの体制を強化します。（健康福祉局、各区）

#### (5)-4 患者等への対応

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者や疑い患者が発生した場合や、他の自治体から市内に滞在する患者又は濃厚接触者に係る情報提供があった場合等には、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則、感染症指定医療機関に移送し、入院勧告を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることから、病原性が低いことが判明しない限り実施します。（健康福祉局、各区）
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、市衛生研究所においてPCR検査等による確定検査をします。必要に応じて、国立感染症研究所で確認します。ただし、全ての患者におけるPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施することとし、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して実施します。（健康福祉局）
- ・ 患者の家族や同じ職場にいる者、医療従事者等が十分な防御なく暴露した際等には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。（健康福祉局）

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 市役所機能の維持

- ・ 市の職員に対し、職場及び職員の家庭における健康管理と感染防止策を徹底するよう周知します。（全部局）
- ・ 引き続き、可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行います。（全部局）
- ・ 引き続き、外郭団体、業務委託事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施を要請します。また、必要に応じて、可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行うよう要請します。（関係部局）

#### (6)-2 事業者への対応

- ・ 引き続き、市内事業者に対し、発生状況等に関する情報提供を行い、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行うよう周知を図ります。（健康福祉局、関係部局）
- ・ 市域における食料品や生活関連物資等の買占め及び売惜しみについての情報収集に努めます。（市民局）

(6)-3 要配慮者への生活支援

- ・ 引き続き、市内感染期に備え、要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事提供等）や搬送、死亡等の対応を直ちに行える体制を準備します。（健康福祉局、各区）
- ・ 災害用応急救助物資の配付について検討・準備を行います。（健康福祉局）

(6)-4 市民への呼びかけ

- ・ 引き続き、市民に対して、食料品や生活必需品の購入に当たり買占めを行わないなど、適切な行動の実施について呼びかけます。（健康福祉局、関係部局）

(6)-5 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次のとおり対策を行います。

(6)-5-1 水の安定供給

- ・ 水道事業者は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。（健康福祉局、水道局）

(6)-5-2 運送の確保

- ・ 市民の交通手段の確保を図るため、市の関係団体である旅客輸送事業者が新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定める感染対策の実施や業務体制の確保等、旅客を適切に輸送するために講ずる措置への協力をします。（道路交通局）。

(6)-5-3 サービス水準に係る市民への呼び掛け

- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼び掛けます。（健康福祉局、関係部局）

(6)-5-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（市民局、関係部局）

市内感染期

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなかった状態

対策のポイント：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、本市域において実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等に係る事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

- ・ 国の基本的対処方針の変更にに基づき、引き続き、県対策本部と連携して対策を実施します。(危機管理室、健康福祉局、関係部局)

(1)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、次の対策を行います。

- ・ 国において緊急事態宣言が行われた場合、速やかに特措法に基づく広島市新型インフルエンザ等対策本部を設置します。(危機管理室、健康福祉局、関係部局)
- ・ 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができない

った場合においては、特措法の規定に基づき、県や県内市町による代行、応援等の措置を活用します<sup>49</sup>。（関係部局）

- ・ 県や他の県内市町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、代行、応援等の措置を行います。（関係部局）

## （２）サーベイランス・情報収集

### （２）-１ サーベイランス

- ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握及び学校・保育所等における集団発生の把握の強化は中止し、通常のサーベイランスを継続します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会）
- ・ 引き続き、市内の発生状況をリアルタイムで把握し、国及び県に迅速に報告するとともに、連携しながら必要な対策を実施します。（健康福祉局）

### （２）-２ 情報収集

- ・ 国内外の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、県ＣＤＣ等の関係機関を通じて必要な情報を収集します。（健康福祉局）

## （３）情報提供・共有

### （３）-１ 市民等への情報提供

- ・ 市民や事業者等に対し、県内及び国内外での発生状況、現在の対策等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、相談窓口の設置等について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用した広報を行います。（健康福祉局、企画総務局、関係部局）
- ・ 市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の基本的知識を普及するとともに、個人レベルでの感染防止策等を強化するよう注意喚起します。（健康福祉局、企画総務局、関係部局）
- ・ 学校・保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会、関係部局）
- ・ 広報に当たっては、外国人や障害者等に配慮した情報提供に努めます。（健康福祉局、企画総務局、関係部局）
- ・ 国内外の発生状況について、随時、最新の情報を提供します。（健康福祉局、企画総務局、関係部局）

### （３）-２ コールセンターの充実・強化

<sup>49</sup> 特措法第 38 条、39 条

- ・引き続き、コールセンターを充実・強化した体制で運営します。（健康福祉局、関係部局）

#### (3)-3 医療機関との情報共有

- ・引き続き、県CDC等の関係機関を通じて収集した新型インフルエンザ等の県内及び国内外での発生状況や、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を、市内医療機関や関係機関等へ周知し、情報を共有します。（健康福祉局、関係部局）

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ・市民、事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の徹底について強く勧奨します。（健康福祉局、各区）
- ・医療機関、社会福祉施設等における感染防止策の徹底について強く勧奨します。（健康福祉局、関係部局）
- ・医療機関に対し、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザ薬の予防投与を、原則として見合わせるとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、国の要請に基づき、継続の有無を決定します。（健康福祉局）
- ・国、県と連携し、患者への措置（入院勧告等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を中止します。（健康福祉局、各区）

#### (4)-2 水際対策（検疫体制強化）

- ・国内の感染拡大に応じて、順次検疫支援を縮小します。（健康福祉局、各区、関係部局）

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 特定接種

- ・引き続き、国と連携して、市の職員のうち特定接種の対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得た上でプレパンデミックワクチンの接種を行います。（健康福祉局、企画総務局、各区、関係部局）
- ・国から、市職員以外への特定接種の実施について協力要請があった場合には、適切に接種が実施できるよう協力します。（健康福祉局、各区）

##### (4)-3-2 住民接種

- ・国が新臨時接種を行うことを決定した場合には、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本とした接種を行います。（健康福祉局、各区、関

係部局)

- ・ 接種を開始する際には、接種の目的や接種対象や接種順位、ワクチンの有効性・安全性、接種時期や方法など、ワクチン接種に関する情報を市民に対して分かりやすく周知します。(健康福祉局)

#### (4)-4 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次のとおり対策を行います。

##### (4)-4-1 感染防止のための市民への要請

- ・ 県が特措法第 45 条第 1 項に基づき、期間と区域を定めて、市民に対して生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請した場合は、周知について協力を行います。(健康福祉局、関係部局)

##### (4)-4-2 学校、保育所等の施設使用制限

- ・ 県が特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、学校、保育所等に対して施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行った場合には、施設利用者の理解を得ることに努め、速やかに必要な措置を講じます。(こども未来局、教育委員会、関係部局)

##### (4)-4-3 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底

- ・ 県が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の市所管施設に対して、職場を含めた感染感染対策の徹底について要請を行った場合には、各施設において適切な対策を講じます。(関係部局)

##### (4)-4-4 住民接種

- ・ 国が、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時予防接種を行うことを決定した場合には、国と連携して、市民への接種を実施します。(健康福祉局)

## (5) 医療

### (5)-1 患者への対応等

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行います。(健康福祉局)
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。(健康福祉局)
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエ

ンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知します。(健康福祉局)

- ・ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整します。(健康福祉局)

#### (5)-2 医療機関等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(健康福祉局)

#### (5)-3 患者搬送体制

- ・ 患者数の拡大に対応し、緊急に治療する必要がある患者の搬送体制の確保に努めます。(消防局)

#### (5)-4 在宅で療養する患者への支援

- ・ 国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者に対して、必要に応じた支援や自宅で死亡した患者への対応を行います。(健康福祉局、各区)

#### (5)-5 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、次の対策を行います。

- ・ 市域内の医療機関が不足した場合、国・県と連携し、患者治療のための医療機関における定員超過入院<sup>50</sup>等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し<sup>51</sup>、医療を提供します。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖します。(健康福祉局、関係部局)

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 市役所機能の維持

- ・ 引き続き、職場及び職員の家庭における健康管理と感染防止策を徹底します。(全部局)
- ・ 出勤可能な市職員の数に応じて、業務継続計画に基づき、事業の継続を行います。(全部局)

<sup>50</sup> 医療法施行規則第10条

<sup>51</sup> 特措法第48条第1項及び第2項(保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。)

- ・ 引き続き、外郭団体、業務委託事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施を要請します。また、外郭団体、業務委託事業者等における出勤可能な職員数を確認し、状況に応じて、業務計画に基づいた業務の業務の縮小を要請します。（関係部局）

(6)-2 事業者への対応

- ・ 引き続き、市内事業者に対し、発生状況等に関する情報提供を行い、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた準備を行うよう周知を図ります。（健康福祉局、関係部局）
- ・ 引き続き、市域における食料品や生活関連物資等の買占め及び売惜しみについての情報収集に努めます。（市民局）

(6)-3 市民への呼びかけ

- ・ 引き続き、市民に対して、食料品や生活必需品の購入に当たり買占めを行わないなど、適切な行動の実施について呼びかけます。（健康福祉局、関係部局）

(6)-4 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、次の対策を行います。

(6)-4-1 水の安定供給

- ・ 水道事業者は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。（健康福祉局、水道局）

(6)-4-2 運送の確保

- ・ 市民の交通手段の確保を図るため、市の関係団体である旅客輸送事業者が新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定める感染対策の実施や業務体制の確保等、旅客を適切に輸送するために講ずる措置への協力をします。（道路交通局）。

(6)-4-3 サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼び掛けます。（健康福祉局、関係部局）

(6)-4-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

す。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。  
(市民局、関係部局)

(6)-4-5 埋葬・火葬の特例等<sup>52</sup>

- ・ 県を通じて、国から要請があった場合には、可能な限り火葬炉を稼働させます。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。(健康福祉局、各区、関係部局)
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例により対応します。(健康福祉局、各区)

(6)-4-6 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営安定を支援するための特別な融資の実施を検討します。(経済観光局)

(6)-4-7 要配慮者への生活支援

- ・ 自治会等の協力の下、要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事提供等）を行います。(健康福祉局、各区)

<sup>52</sup> 特措法第 56 条

|                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>小康期</b>                                                                                                                                                                                                                |
| ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。<br>〔大流行は一旦終息している状況〕                                                                                                                                                                |
| <b>対策のポイント：</b><br>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。                                                                                                                                                                        |
| <b>対策の考え方：</b><br>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。<br>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。<br>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。<br>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

## (1) 実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

- ・ 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨を公表した場合には、変更した方針に基づき、市が実施している措置を縮小・中止します。(健康福祉局、関係部局)

### (1)-2 広島市新型インフルエンザ等対策本部の廃止

- ・ 国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認め、緊急事態解除宣言を行った<sup>53</sup>場合には、広島市新型インフルエンザ等対策本部を廃止します<sup>54</sup>。(危機管理室、健康福祉局、関係部局)

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定します。

<sup>53</sup> 小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

<sup>54</sup> 特措法第25条、第37条

- ・ 広島市新型インフルエンザ等対策本部を廃止した後は、引き続き、警戒体制として、市感染症対策本部が流行の第二波に備えた対策の検討、情報収集等を行います。（危機管理室、健康福祉局、関係部局）

#### (1)-3 対策の評価・見直し

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画、危機管理マニュアル等の見直しを行います。（健康福祉局、関係部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

- ・ 県CDC等の関係機関を通じて、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集します。（健康福祉局）

#### (2)-2 サーベイランス

- ・ 市は、通常のサーベイランスを継続する。（健康福祉局）
- ・ 市は、再流行を早期に探知するため、学校・保育所等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会）

## (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ・ 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波の発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。（健康福祉局、関係部局）

#### (3)-2 情報共有

- ・ 国等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持します。（健康福祉局）

#### (3)-3 コールセンター等の体制の縮小

- ・ 状況によって、コールセンター等の体制を縮小します。（健康福祉局、関係部局）

## (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 予防接種

- ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。（健康福祉局）

(4)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

- ・ 国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。(健康福祉局)

(5)-2 緊急事態宣言が行われている場合の措置

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 市における業務の再開

- ・ 県内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開します。(全部局)

(6)-2 市民への呼びかけ

- ・ 必要に応じ、引き続き、市民に対して、食料品や生活必需品の購入に当たり買占めを行わないなど、適切な行動の実施について呼びかけます。(健康福祉局、関係部局)

(6)-3 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、次の対策を行います。

(6)-3-1 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受けた中小企業及び農林漁業者等の経営安定を支援するための特別な融資の実施を検討します。(経済観光局)

(6)-3-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。(健康福祉局、関係部局)

## 主な項目における国・県・市の役割分担

## 【サーベイランス】

|        | 国                                                                                                                                                                                                                                                                    | 県                                                                                                                                                                                                                                                             | 市                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から実施するサーベイランス（県市等からの情報を集約） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者発生サーベイランス</li> <li>・ 入院サーベイランス</li> <li>・ インフルエンザ様疾患発生報告</li> <li>・ 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</li> </ul> </li> <li>● 積極的疫学調査に関する研修の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から実施するサーベイランス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者発生サーベイランス</li> <li>・ 入院サーベイランス</li> <li>・ インフルエンザ様疾患発生報告</li> <li>・ 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</li> </ul> </li> <li>● 職員に対する積極的疫学調査に関する研修の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から実施するサーベイランス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者発生サーベイランス</li> <li>・ 入院サーベイランス</li> <li>・ インフルエンザ様疾患発生報告</li> </ul> </li> <li>● 職員に対する積極的疫学調査に関する研修の実施</li> </ul> |
| 海外発生期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出基準（症例定義）の通知</li> <li>● 患者全数把握の実施を通知</li> <li>● インフルエンザ様疾患発生報告の強化を指示</li> <li>● 国民の免疫保有状況を調査</li> <li>● 積極的疫学調査に関する研修の実施</li> </ul>                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者全数把握の実施</li> <li>● インフルエンザ様疾患患者報告を強化し実施</li> <li>● 病原体サーベイランスを強化し実施</li> <li>● 職員に対する積極的疫学調査に関する研修の実施</li> </ul>                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者全数把握の実施</li> <li>● インフルエンザ様疾患患者報告を強化し実施</li> <li>● 病原体サーベイランスを強化し実施</li> <li>● 職員に対する積極的疫学調査に関する研修の実施</li> </ul>                                                           |
| 市内未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨床情報の分析</li> <li>● 迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証</li> </ul>                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・重症患者の状況の報告</li> <li>● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」及び「濃厚接触者」の調査を実施</li> </ul>                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・重症患者の状況の報告</li> <li>● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」及び「濃厚接触者」の調査を実施</li> </ul>                                                                                             |
| 市内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・重症患者の状況の把握</li> <li>● 発生地における積極的疫学調査の支援</li> </ul>                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                       |
| 市内感染期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インフルエンザ様疾患発生報告等の強化の中止</li> <li>● 発生地における積極的疫学調査の支援</li> </ul>                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インフルエンザ様疾患発生報告等を平時の体制に戻して実施</li> <li>● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」及び「濃厚接触者」の調査を実施</li> </ul>                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インフルエンザ様疾患発生報告等を平時の体制に戻して実施</li> <li>● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」及び「濃厚接触者」の調査を実施</li> </ul>                                                                               |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者全数把握の中止を通知</li> <li>● 病原体サーベイランスの強化の中止を通知</li> <li>● 積極的疫学調査の支援の中止</li> </ul>                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者全数把握を中止</li> <li>● 病原体サーベイランスを平時の体制に戻して実施</li> <li>● 積極的疫学調査の中止</li> </ul>                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者全数把握を中止</li> <li>● 病原体サーベイランスを平時の体制に戻して実施</li> <li>● 積極的疫学調査の中止</li> </ul>                                                                                                 |
| 小康期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再流行の早期探知のため、インフルエンザ様疾患発生報告及び病原体サーベイランスの強化を通知</li> <li>● 積極的疫学調査の支援の中止</li> </ul>                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再流行の早期探知のため、インフルエンザ様疾患発生報告及び病原体サーベイランスを強化し実施</li> <li>● 積極的疫学調査の中止</li> </ul>                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再流行の早期探知のため、インフルエンザ様疾患発生報告及び病原体サーベイランスを強化し通知</li> <li>● 積極的疫学調査の中止</li> </ul>                                                                                                |

## 【まん延防止】

|        | 国                                                                                                                                                    | 県                                                                                                                                                                                                                               | 市                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知</li> <li>●衛生資器材等の供給体制の確保</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知</li> </ul>                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知</li> </ul>                                                                                                                              |
| 海外発生期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> <li>●感染症危険情報の発出等</li> <li>●在外邦人支援</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> </ul>                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 市内未発生期 | <p>【緊急事態以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民や事業者等に対して、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請</li> <li>●公共交通機関に対し、感染症対策を講ずるよう要請</li> </ul>  | <p>【緊急事態以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応</li> <li>●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請</li> <li>●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請</li> <li>●住民や事業者に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請</li> </ul> | <p>【緊急事態以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応</li> <li>★国が示す目安を踏まえ、学校等において臨時休業を適切に実施</li> <li>●市民等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請<br/>(事業者への要請については、県と協力して実施)</li> </ul> |
| 市内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に関する目安を示す</li> <li>●都道府県等や関係機関に対し、病院や高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                    |
| 市内感染期  | <p>【緊急事態の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●世界で初めて新型インフルエンザ等が国内で確認されたばあいの当該地域における重点的感染拡大防止策の検討</li> </ul>                               | <p>【緊急事態の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不要不急の外出自粛の要請等</li> <li>●施設の使用制限等の要請等</li> </ul>                                                                                                                        | <p>【緊急事態の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★県が行う不要不急の外出自粛の要請等周知に係る協力</li> <li>★県が行う施設の使用制限等の要請等の周知に係る協力</li> <li>★県が行う施設の使用制限の要請に基づく市有施設の使用制限の実施</li> </ul>                                           |
| 小康期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価し、第二波に備える</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価し、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価し、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                                               |

※ ★は、市の役割が県と異なるものを示す。

## 【特定接種】

|        | 国                                                                                                                                                                                                                                | 県                                                                                                             | 市                                                                                                             |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンの研究開発を促進</li> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進</li> <li>●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受け、登録を実施</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●接種の実施主体として県職員における対象者の把握</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●接種の実施主体として市職員における対象者の把握</li> </ul>                                    |
| 海外発生期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●パンデミックワクチンの製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請</li> <li>●供給量の計画策定</li> <li>●必要に応じて輸入ワクチンを確保</li> <li>●必要に応じて、特定接種の実施を決定し、基本的対処方針において、総枠、対象、順位などの具体的な運用を決定</li> <li>●国家公務員の対象者に特定接種を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種対象に該当する県職員に特定接種を実施</li> <li>●国から要請があった場合には、特性接種実施に係る協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種対象に該当する市職員に特定接種を実施</li> <li>●国から要請があった場合には、特性接種実施に係る協力</li> </ul> |
| 市内未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給</li> </ul>                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種対象の県職員に接種を継続</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種対象の市職員に接種を継続</li> </ul>                                           |
| 市内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種の継続</li> <li>●データの収集・分析などを行い、情報を提供</li> </ul>                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国から要請があった場合には、特性接種実施に係る協力</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国から要請があった場合には、特性接種実施に係る協力</li> </ul>                                  |
| 市内感染期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給</li> <li>●特定接種の継続</li> <li>●データの収集・分析などを行い、情報を提供</li> </ul>                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●県職員における対象者に特定接種を継続</li> <li>●国から要請があった場合には、特性接種実施に係る協力</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市職員における対象者に特定接種を継続</li> <li>●国から要請があった場合には、特性接種実施に係る協力</li> </ul>     |
| 小康期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価し、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い、体制の再整備</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い、体制の再整備</li> </ul>                                             |

## 【住民接種】

|        | 国                                                                                                                                                                                                            | 県                                                                                      | 市                                                                                           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンの研究開発を促進</li> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進</li> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種を実施できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>★実施主体として速やかに接種できる体制の整備</li> </ul>                    |
| 海外発生期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●パンデミックワクチンの製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請</li> <li>●供給量の計画策定</li> <li>●必要に応じて輸入ワクチンを確保</li> <li>●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請</li> <li>●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制について情報提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種を実施できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>★接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）の準備</li> </ul> |
| 市内未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施について、基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定</li> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位を決定</li> </ul>                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種を実施できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>★接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を実施</li> </ul>            |
| 市内発生早期 |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                        |                                                                                             |
| 市内感染期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給</li> </ul>                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種を実施できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>★住民接種の継続</li> </ul>                                  |
| 小康期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価し、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い、体制の再整備</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い、体制の再整備</li> </ul>                           |

※ ★は、市の役割が県と異なるものを示す。

## 【医療提供体制】

|        | 国                                                                                                                                                                                    | 県                                                                                                                                                                                                                                                       | 市                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県等の体制整備の進捗情報について定期的にフォローアップ</li> <li>●医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請</li> <li>●医療機関の診療継続計画の作成要請・支援</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●二次医療圏の単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備</li> <li>●県医師会を通じ、医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請</li> <li>●医療機関の診療継続計画の作成要請・支援</li> <li>●帰国者・接触者外来、県の帰国者・接触者相談センターの設置準備</li> <li>●感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●二次医療圏の単位とし、県と協力して対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備</li> <li>●市域医師会を通じ、医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請</li> <li>●市の帰国者・接触者相談センターの設置準備</li> <li>●県と協力して感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備</li> </ul> |
| 海外発生期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、関係機関に周知</li> <li>●新型インフルエンザ等に関する診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供</li> <li>●国立感染症研究所において検査体制の確立</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●帰国者・接触者外来、県の帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>●県医師会の協力を得て、一般の医療機関における院内感染対策を講じた診療体制を整備</li> </ul>                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>●市域医師会等の協力を得て、一般の医療機関における院内感染対策を講じた診療体制を整備</li> </ul>                                                                                          |
| 市内未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、新型インフルエンザ等に関する診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供</li> <li>●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対して、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等患者に対して、原則として、感染症法に基づき指定医療機関へ入院措置</li> <li>●患者が増加してきた段階で、県医師会等を通じて、一般の医療機関において診療するよう要請</li> <li>●地方衛生研究所においてPCR等の確定検査</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等患者に対して、原則として、感染症法に基づき指定医療機関へ入院措置</li> <li>★県が行う要請や周知に係る協力</li> <li>●地方衛生研究所においてPCR等の確定検査</li> </ul>                                                              |
| 市内発生早期 |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 市内感染期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県等に対して、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請</li> <li>●引き続き、新型インフルエンザ等に関する診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院治療は重症患者に限り、それ以外は在宅療養を要請するよう県医師会を通じて周知</li> <li>●医療機関が不足した場合、定員超過入院の容認や臨時医療施設を設置</li> <li>●在宅療養者に対する抗インフルエンザ薬等の処方方法の周知</li> </ul>                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関が不足した場合、定員超過入院の容認や臨時医療施設を設置</li> <li>★県が行う要請や周知に係る協力</li> </ul>                                                                                                        |
| 小康期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                                                |

※ ★は、市の役割が県と異なるものを示す。

## 【市民生活・市民経済の安定の確保（生活支援、埋火葬）】

|        | 国                                                                                                                                                                                  | 県                                                                                                                                   | 市                                                                                                                                                           |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民への注意喚起</li> <li>●都道府県等からの要請に対して、必要に応じて支援</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町に対して、要配慮者の把握及び具体的な支援手続きの検討を要請</li> <li>●市内の火葬能力の把握及び連携に係る調整</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>★要配慮者の把握及び具体的な支援手続きの検討</li> <li>★市内の火葬能力の把握及び他市町との連携に係る調整</li> <li>★一時的な遺体安置施設の確保</li> </ul>                         |
| 海外発生期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コールセンターの設置</li> <li>●国民への注意喚起</li> <li>●都道府県等からの要請に対して、必要に応じて支援</li> <li>●死者数が増加した場合は、県を通じ、市町に対して、可能な限りの火葬場の稼働や一時的な遺体安置施設の設置を要請</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コールセンターの設置</li> <li>●市町に対して、要配慮者の把握及び具体的な支援手続きの検討を要請</li> <li>●災害救援物資の利用・配布に係る検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コールセンターの設置</li> <li>★要配慮者の把握及び具体的な支援手続きの検討</li> <li>●災害救援物資の利用・配布に係る検討</li> </ul>                                   |
| 市内未発生期 |                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                             |
| 市内発生早期 |                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町に対して、要配慮者の支援に係る準備を要請</li> <li>●災害救援物資の配布の準備</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>★要配慮者の支援の準備</li> <li>●災害救援物資の配布の準備</li> </ul>                                                                        |
| 市内感染期  |                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町に対して、要配慮者への支援の実施を要請</li> <li>●必要に応じて、災害救援物資を配布</li> <li>●県内の死者数を把握し、市町へ情報提供</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>★要配慮者の支援の実施</li> <li>●必要に応じて、災害救援物資等を配布</li> <li>★国の要請に基づき、必要に応じて火葬件数を増加</li> <li>★国の要請に基づき、一時的な遺体安置施設を設置</li> </ul> |
| 小康期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>                                                                                         |

※ ★は、市の役割が県と異なるものを示す。

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られます。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておきます。

### (1) 実施体制

- ・ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う<sup>55</sup>鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、注意体制として、危機管理室及び健康福祉局が中心となって、速やかに情報の集約・分析を行い、危機管理推進会議等を通じて、関係部署との情報共有を図ります。(危機管理室、健康福祉局、経済観光局、関係部局)
- ・ 国内において鳥インフルエンザウイルスの人への感染・発症が認められた場合には、警戒体制として、市感染症対策本部を設置し、対策の検討、情報収集等を行い、関係部署との情報共有を図ります。(危機管理室、健康福祉局、経済観光局、関係部局)
- ・ 市内において鳥インフルエンザウイルスの人への感染・発症が認められた場合には、感染拡大防止のための対策を実施します。(危機管理室、健康福祉局、経済観光局、関係部局)
- ・ 市内において、家きん等における高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、重大な動物感染症対策本部を設置し、県対策本部と連携し、まん延防止対策を実施します。(危機管理室、経済観光局、健康福祉局、関係部局)

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

- ・ 主に県CDCを通じて、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。(健康福祉局)

#### 【情報源】

国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）、厚生労働省、国立感染症研究所等

#### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・ 市内における鳥インフルエンザウイルス（H5N1、H7N9、その他）の人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。また、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者を診察した医療機関に対して、最寄りの保健センターへの情報提供を依頼します。(健康福祉局、各区)

<sup>55</sup> WHO は必要に応じグローバルアラートを行う。

### (3) 情報提供・共有

- ・ 国内外における鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例の発生状況及び対策等について、国等から情報収集を行い、市民に積極的な情報提供を行います。(健康福祉局)
- ・ 市内において、家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、県との連携し、感染対策等について市民に積極的な情報提供を行います。(健康福祉局、経済観光局、関係部局)

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

##### (4)-1-1 水際対策

- ・ 検疫所が実施する検疫法に基づく診察及び健康監視等への協力を行います。(健康福祉局、各区)

##### (4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ・ 医師からの届出や、検疫所・他自治体から情報提供のあった患者及び患者との濃厚接触者に対して積極的疫学調査を実施します。また、接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施します。(健康福祉局、各区)
- ・ 市民に対し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる際(有症時)には、医療機関を受診する前に、最寄りの保健センターへ相談するよう周知します。(健康福祉局、各区)
- ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、一般的なインフルエンザの予防対策を行うとともに、死亡している鳥類等に触らないなど、感染予防策を周知します。(健康福祉局)

##### (4)-1-2 家きん等への防疫対策

- ・ 「重大な動物感染症に対する危機管理マニュアル」に基づき、県が実施する防疫業務への協力を行います。(経済観光局、健康福祉局、各区)

### (5) 医療

#### (5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・ 感染が疑われる患者に対し、PCR検査等、迅速かつ確実な診断を行います。(健康福祉局、各区)
- ・ 確定診断がされた場合には、感染症指定医療機関等に対し、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう依頼します。(健康福祉局、各区)

祉局、各区)

- ・ 必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう依頼します。(健康福祉局)
- ・ 感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講じます。(健康福祉局、各区)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、医療機関等に周知します。(健康福祉局)
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知します。(健康福祉局)

## 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国は基本的な考え方を次のとおり整理しています。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

| 業種            | 類型  | 業種小分類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 社会的役割                  | 担当省庁  |
|---------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 新型インフルエンザ等医療型 | A-1 | 新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション                                                                                                                                                                                                                     | 新型インフルエンザ等医療の提供        | 厚生労働省 |
| 重大・緊急医療型      | A-2 | 救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関 | 生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供 | 厚生労働省 |

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

| 業種                            | 類型         | 業種小分類                                                                                                      | 社会的役割                                     | 担当省庁  |
|-------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|
| 社会保険・社会福祉・介護事業                | B-1        | 介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設 | サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供 | 厚生労働省 |
| 医薬品・化粧品等卸売業                   | B-2<br>B-3 | 医薬品卸売販売業                                                                                                   | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売             | 厚生労働省 |
| 医薬品製造業                        | B-2<br>B-3 | 医薬品製造販売業<br>医薬品製造業                                                                                         | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産             | 厚生労働省 |
| 医療機器修理業<br>医療機器販売業<br>医療機器賃貸業 | B-2<br>B-3 | 医療機器修理業<br>医療機器販売業<br>医療機器賃貸業                                                                              | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売               | 厚生労働省 |
| 医療機器製造業                       | B-2<br>B-3 | 医療機器製造販売業<br>医療機器製造業                                                                                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産               | 厚生労働省 |
| ガス業                           | B-2<br>B-3 | ガス業                                                                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給          | 経済産業省 |
| 銀行業                           | B-2        | 中央銀行                                                                                                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定            | 財務省   |
| 空港管理者                         | B-2<br>B-3 | 空港機能施設事業                                                                                                   | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客                    | 国土交通省 |

| 業種      | 類型         | 業種小分類                            | 社会的役割                                                                       | 担当省庁  |
|---------|------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
|         |            |                                  | 運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用                                                 |       |
| 航空運輸業   | B-2<br>B-3 | 航空運送業                            | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送                                           | 国土交通省 |
| 水運業     | B-2<br>B-3 | 外航海運業<br>沿海海運業<br>内陸水運業<br>船舶貸渡業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務 | 国土交通省 |
| 通信業     | B-2<br>B-3 | 固定電気通信業<br>移動電気通信業               | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保                                                   | 総務省   |
| 鉄道業     | B-2<br>B-3 | 鉄道業                              | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送                                           | 国土交通省 |
| 電気業     | B-2<br>B-3 | 電気業                              | 新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給                                            | 経済産業省 |
| 道路貨物運送業 | B-2<br>B-3 | 一般貨物自動車運送業                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送                                                 | 国土交通省 |
| 道路旅客運送業 | B-2<br>B-3 | 一般乗合旅客自動車運送業<br>患者等搬送事業          | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送                                                   | 国土交通省 |
| 放送業     | B-2<br>B-3 | 公共放送業<br>民間放送業                   | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供                                                   | 総務省   |
| 郵便業     | B-2<br>B-3 | 郵便                               | 新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保                                                      | 総務省   |

| 業種            | 類型  | 業種小分類                                                        | 社会的役割                                                | 担当省庁                                         |
|---------------|-----|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 映像・音声・文字情報制作業 | B-3 | 新聞業                                                          | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供                            | —                                            |
| 銀行業           | B-3 | 銀行<br>中小企業等金融業<br>農林水産金融業<br>政府関係金融機関                        | 新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給                   | 金融庁<br>内閣府<br>経済産業省<br>農林水産省<br>財務省<br>厚生労働省 |
| 河川管理・用水供給業    | —   | 河川管理・用水供給業                                                   | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理 | 国土交通省                                        |
| 工業用水道業        | —   | 工業用水道業                                                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給                   | 経済産業省                                        |
| 下水道業          | —   | 下水道処理施設維持管理業<br>下水道管路施設維持管理業                                 | 新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営                           | 国土交通省                                        |
| 上水道業          | —   | 上水道業                                                         | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給                    | 厚生労働省                                        |
| 金融証券決済事業者     | B-4 | 全国銀行資金決済ネットワーク<br>金融決済システム<br>金融商品取引所等<br>金融商品取引清算機関<br>振替機関 | 新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持                           | 金融庁                                          |
| 石油・鉱物卸売業      | B-4 | 石油卸売業                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給                    | 経済産業省                                        |
| 石油製品・石炭製品製造業  | B-4 | 石油精製業                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造                             | 経済産業省                                        |

| 業種            | 類型  | 業種小分類                                                                                             | 社会的役割                                                                                     | 担当省庁           |
|---------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 熱供給業          | B-4 | 熱供給業                                                                                              | 新型インフルエンザ等発生時における熱供給                                                                      | 経済産業省          |
| 飲食料品小売業       | B-5 | 各種食料品小売業<br>食料品スーパー<br>コンビニエンスストア                                                                 | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売      | 農林水産省<br>経済産業省 |
| 各種商品小売業       | B-5 | 百貨店・総合スーパー                                                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売 | 経済産業省          |
| 食料品製造業        | B-5 | 缶詰・農産保存食料品製造業<br>精穀・製粉業<br>パン・菓子製造業<br>レトルト食品製造業<br>冷凍食品製造業<br>めん類製造業<br>処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。） | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給                                                               | 農林水産省          |
| 飲食料品卸売業       | B-5 | 食料・飲料卸売業<br>卸売市場関係者                                                                               | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給                                               | 農林水産省          |
| 石油事業者         | B-5 | 燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）                                                                              | 新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給                                                             | 経済産業省          |
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 火葬・墓地管理業                                                                                          | 火葬の実施                                                                                     | 厚生労働省          |

| 業種            | 類型  | 業種小分類    | 社会的役割                         | 担当省庁  |
|---------------|-----|----------|-------------------------------|-------|
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 冠婚葬祭業    | 遺体の死後処置                       | 経済産業省 |
| その他小売業        | B-5 | ドラッグストア  | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売 | 経済産業省 |
| 廃棄物処理業        | B-5 | 産業廃棄物処理業 | 医療廃棄物の処理                      | 環境省   |

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は次のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

| 特定接種の対象となり得る職務                   | 区分  | 担当省庁 |
|----------------------------------|-----|------|
| 政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務          | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府対策本部の事務                        | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務 | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供          | 区分1 | 内閣官房 |
| 各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）   | 区分1 | 各府省庁 |

| 特定接種の対象となり得る職務                                                                                                       | 区分   | 担当省庁                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------|
| 各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務<br>具体的な考え方は、次のとおり<br>・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象<br>・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ | 区分 1 | 各府省庁                         |
| 諸外国との連絡調整、在外邦人支援                                                                                                     | 区分 1 | 外務省                          |
| 検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化<br>(検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)                                                                        | 区分 1 | 厚生労働省<br>農林水産省<br>法務省<br>財務省 |
| 国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製                                                                                       | 区分 1 | 厚生労働省                        |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）                                                                                               | 区分 1 | 内閣法制局                        |
| 都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務                                                                                            | 区分 1 | —                            |
| 都道府県対策本部の事務                                                                                                          | 区分 1 | —                            |
| 市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務                                                                                             | 区分 1 | —                            |
| 市町村対策本部の事務                                                                                                           | 区分 1 | —                            |
| 新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握                                                                               | 区分 1 | —                            |
| 住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取                                                                                    | 区分 1 | —                            |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）                                                                   | 区分 1 | —                            |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告                                                                                | 区分 1 | —                            |
| 国会の運営                                                                                                                | 区分 1 | —                            |

| 特定接種の対象となり得る職務         | 区分   | 担当省庁 |
|------------------------|------|------|
| 地方議会の運営                | 区分 1 | —    |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府） | 区分 1 | —    |

**区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

| 特定接種の対象となり得る職務                                                                                                         | 区分           | 担当省庁         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 令状発付に関する事務                                                                                                             | 区分 2         | —            |
| 勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務                                                                                                   | 区分 2         | 法務省          |
| 刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備                                                                                    | 区分 2         | 法務省          |
| 医療施設等の周辺における警戒活動等<br>犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動                                                                                | 区分 1<br>区分 2 | 警察庁          |
| 救急<br>消火、救助等                                                                                                           | 区分 1<br>区分 2 | 消防庁          |
| 事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため<br>船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持                                                                 | 区分 1<br>区分 2 | 海上保安庁        |
| 防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療<br>家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送<br>その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務<br>自衛隊の指揮監督 | 区分 1<br>区分 2 | 防衛省          |
| 国家の危機管理に関する事務                                                                                                          | 区分 2         | 内閣官房<br>各府省庁 |

### **区分３：民間の登録事業者と同様の業務**

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務